

ルース緊急かけつけ 110 番会員規約

2021 年 3 月 1 日版

第1章 総則

第1条 (サービス運営等)

1. 株式会社ライチェ（以下「弊社」といいます。）は、「ルース緊急かけつけ 110 番会員規約」（以下「本規約」といいます。）に従って、株式会社フューチャーコネクトが運営する「ルース緊急かけつけ 110 番」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスの詳細は第2章に定めるものとします。
2. 弊社が、本規約の他に別途弊社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 本サービス	「ルース緊急かけつけ 110 番」を指します。
(2) 利用契約	本規約に基づき弊社と申込者との間に締結される、本サービスの契約。
(3) 申込者	弊社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、弊社がこれを承諾し、弊社所定の手続を完了した者。
(4) 申込者設備	本サービスの提供を受けるため、申込者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
(5) 本サービス用設備	弊社が本サービスを提供するにあたり、弊社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
(6) 本サービス用設備等	本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア（弊社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。）

第3条 (通知)

1. 弊社から申込者への通知は、通知内容を電子メールの送信または弊社のホームページへの掲載の方法等、弊社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、弊社から申込者への通知を電子メールの送信または弊社のホームペ

ページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条（本規約の変更）

1. 弊社は、本規約（本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。）を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、申込者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の本規約を適用するものとします。
2. 本規約の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、弊社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
 - (1) 本サービスの画面上または弊社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての申込者に対し通知が完了したものとみなします。
 - (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た申込者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、弊社が申込者へ電子メールを送信したときをもって、申込者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た申込者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を申込者の住所に発送したときをもって、申込者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、弊社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で弊社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第5条（合意管轄）

申込者と弊社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第6条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条（協議）

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、申込者と弊社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第8条（利用の申込み）

本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、弊社所定の方法により行うものとします。

第9条（申込者の登録情報等の変更）

1. 申込者は、弊社へ届け出ている自身の住所、電話番号または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限に変更があるときは、事前に弊社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 本条第1項の変更手続きがなかったこともしくは変更手続きの遅滞により、申込者が通信不能等の不利益を被ったとしても、弊社は一切責任を負わないものとします。

第10条（申込者からの解約）

本サービスの申込者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。なお、申込者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。

- (1) 申込者は、利用契約を解約しようとするときは、弊社ホームページ記載の弊社所定の方法によりその旨を弊社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から20日（該当日が弊社休業日の場合は、直近営業日）までに弊社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、本契約の解約があったものとします。
- (2) 申込者が利用契約を解約する場合、弊社は解約月の末日をもって利用停止の処置をとるものとします。
- (3) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

第11条（弊社からの解約）

1. 弊社は、第29条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された申込者

が弊社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または弊社からの通知が申込者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。

2. 弊社は、申込者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。

- (1) 申込者が実在しない場合。
- (2) 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
- (3) 申込者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
- (4) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年被後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
- (5) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
- (6) 申込者が、弊社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると弊社が判断した場合。
- (7) その他、前各号に準じる場合で弊社が適当ではないと判断した場合。

3. 弊社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その申込者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第 12 条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第 13 条（設備の設置・維持管理および接続）

1. 申込者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて弊社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により申込者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 申込者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、申込者設備を弊社のサービスに接続す

るものとします。

3. 弊社は、申込者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第2章 本サービス

弊社は、申込者が安全で安心な生活を継続できるように、申込者が選択した下記のサービスを提供する事を約束する。

第14条（緊急かけつけ110番サービス）

1. 弊社または弊社指定の提携業者は申込者の生活に関するトラブルや身体異常が発生した際、自宅へかけつけて各種対応や病院へのかけつけや付き添いをおこないます。
2. 弊社は各種サービス事業者と提携し、契約者指定の場所へかけつけをおこない修理などの対応を実施する。また、緊急搬送の際には、自宅から病院への送迎などの手配をおこなう。
3. 生活に関するトラブルに関する費用については、都度見積提示をおこないます。詳しくは第15条トラブルかけつけサポート利用条件に定めるものとする。
4. 緊急搬送による院内付き添い料金は、年間5回を上限とし、病院での付き添い開始から1時間以内は無料とする。ただし、1時間を超える場合は、30分あたり2,200円(税込)の費用が別途発生するものとする。また、入院時の手続きや保証人代行を希望される場合は第16条（入院保証サービス）をオプションサービスとして利用することができる。
5. 部品代や作業に関する費用および、病院への送迎費、介助料、診察料等の費用が発生した場合は、実費を請求する。

第15条（トラブルかけつけサポート利用条件）

1. 生活に関するトラブルに対するかけつけについては、申込者ご本人様またはその家族で、サービス提供対象の所有者（集合住宅の場合の区分所有者及び賃借人を含む）または同所有者の承諾を得て居住されている方に限る。
2. 提供するサービスはご家庭の日常生活に関わるものに限り、事業利用目的で利用はできないものとする。
3. サービス提供開始時と終了時は必ず在宅する事とする。スタッフがサービス利用者宅の鍵をお預かりし、スタッフ単独でお客様宅に入ることはありません。
4. サービス提供はかけつけたサービス提供事業者に委託して対応します。
5. 弊社もしくはかけつけたサービス提供事業者のスタッフの身の安全が確保出来ない場合は、サービス提供をお断りさせていただく場合がございます。
6. サービス料金のお支払いは、トラブルかけつけサポートサービスご提供後にサービス

提供スタッフに現金でお支払ください。

7. サービスをキャンセルされた場合は、以下のキャンセル料をご請求させていただきます。
 - (1) トラブルかけつけサポートサービススタッフ到着後にキャンセルされた場合は基本料金の全額。
 - (2) その他事前に確認させていただいた内容と状況が異なり、サービス提供が出来なかった場合、もしくはサービス提供中にお客様に承諾を得る必要が生じた場合においてお客様とご連絡が取れなくなり、サービスの中断をせざるを得なくなった場合も同様となります。
8. サービスご利用が夜間(20時～翌朝8時)の場合、時間外割増料金として基本料金が3,300円(税込)増しで請求させていただきます。
9. 弊社は弊社の故意、過失によりお客様に損害が生じた事が明らかな場合に限り、弊社またはサービス提供業者の付す保険の範囲でお客様に賠償します。但しお客様の故意または重大な過失により発生し、または拡大した損害については責任を負いません。
10. 弊社及びサービス提供事業者は天変地異(地震、落雷、洪水等の自然災害)、暴動、官の処分またはその他不可抗力により発生し、または拡大した損害は、損害賠償の責を負いません。
11. お客様はサービスのご利用にあたり以下の行為をおこなってはならないものとします。
 - (1) 弊社及びその他の第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある行為
 - (2) 第三者の人権侵害行為、公序良俗に反する行為、犯罪的行為、その他法令に違反する行為、またはその恐れがある行為。
 - (3) その他、弊社が不適切と判断し、お客様に連絡した行為
12. 弊社は、お客様が次のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにサービスを停止することができ、その場合、一切の損害賠償義務を負担しません。
 - (1) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」)である場合
 - (2) 暴力団等反社会的勢力が事業活動を支配し、または反社会的勢力に不当な資金提供をおこなうなど、社会的に不相当な関係を有する法人その他の団体である場合
 - (3) 法人その他の団体で、その役員または従業員のうちに暴力団等反社会的勢力に該当する者のあるもの
 - (4) 弊社、もしくはサービス提供事業者を含む弊社の関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為をおこなった場合
13. 弊社は契約者等がこの本利用規約の諸条件に違反した場合には、直ちにサービス

を終了することができる。

第 16 条（入院保証サービス）

1. 申込者が病院への入院を必要とする際、身元保証人として必要な手続きを本サービスの運営元である株式会社フューチャーコネクトのグループ会社である株式会社日本あんしん保証(以下、「日本あんしん保証」という)に委託し、対応をおこなう。なお、入院手続きに関しての費用として通常対応費 22,000 円(税込)のところ、11,000 円(税込)で日本あんしん保証が対応する。
2. 日本あんしん保証は、入院時の対応を委託された際に限り、入院時の対応に必要な申込者の個人情報弊社または関係各所から取得できるものとする。
3. 日本あんしん保証は債務保証や代位弁済等の実務に関しての対応をおこないません。
4. 日本あんしん保証は申込者が入院費用の支払いが困難な場合、代って費用の支払いをおこなう。入院費用の支払いの範囲は医療機関窓口で精算される金額の中で、公的健康保険制度の適用する範囲を上限とする。
5. 日本あんしん保証は、契約者が病院から退院する際、必要な手続きをおこない身柄の引取りをおこなう。なお、申込者が死亡した場合も同様とする。
6. 日本あんしん保証は申込者が病院を退院する際、病室内の全財産(残置物)の搬出をおこなう。
7. 日本あんしん保証の入院保証は、病院に対する保証であり、代わって支払った入院費用及び発生した費用については、手数料 3,300 円(税込)を上乗せした金額を申込者もしくは相続人へ求償する。申込者は求償があった場合、ただちに弁済しなければならない。
8. 日本あんしん保証は、日本あんしん保証が代わって支払った入院費用及び発生した費用に対する債務を申込者が履行しない場合、申込者の親族や関係者へ履行の請求をおこなう。その他必要な場合、緊急連絡先、親族または関係行政機関への連絡をおこなう。
9. 日本あんしん保証は、入居している賃貸物件の家主様または管理会社及び施設との協議より、申込者が入院生活の長期化などの理由で入居継続が困難と判断した場合、対応方法について賃貸物件の家主様または管理会社及び施設、保証人及び親族、関係行政機関と協議し、退去など必要な行為をおこなう。

第 17 条（施設紹介サービス）

1. 申込者は介護施設や高齢者住宅などを探す際に、弊社へ介護施設の紹介を無料で依頼できるオプションサービスを利用できる。
2. 弊社は、申込者が希望する場合、介護施設の紹介を弊社提携業者に委託するものとする。

◆ 第 16 条（入院保証サービス）、第 17 条（施設紹介サービス）のサービスについての
問い合わせ窓口

株式会社日本あんしん保証

0120-081-023(9:30～19:00 土日祝除く)

第 18 条（本サービスの廃止）

1. 弊社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、申込者に対し、本サービスを廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 本条第 1 項により弊社が本サービスを廃止した場合、弊社は申込者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第 19 条（利用料金の支払義務）

1. 申込者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
2. 前項の期間において、第 28 条（保守等による本サービスの中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
3. 第 29 条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があったときは、申込者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
4. 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、利用開始月の翌月 1 日より利用料金が発生するものとします。
5. 弊社の責に帰さない事由により申込者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等を行わないものとします。

第 3 章 本サービスの利用契約の締結等

第 20 条（利用料金の支払方法）

1. 申込者は、本サービスの月額利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、次の各号

のいずれかの方法で支払うものとします。

- (1) クレジットカード。
- (2) 預金口座振替。
- (3) NTT による料金回収代行サービス。
- (4) その他、弊社が別途定める方法。

2. 月額利用料金の支払が前項第 1 号に定めるクレジットカードによる場合、月額利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に申込者指定の口座から引落されるものとします。
3. 月額利用料金の支払が本条第 1 項第 2 号に定める預金口座振替による場合、月額利用料金は本サービスを利用した月の翌月 27 日（当日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に申込者指定の口座から引落されるものとします。
4. 月額利用料金の支払が本条第 1 項第 3 号、第 4 号に定める NTT による利用料金回収代行サービスによる場合、月額利用料金の支払方法は NTT の料金支払規定に準ずるものとします。
5. 前二項の規定にかかわらず、本サービスの月額利用料金について、その全部または一部の支払時期を弊社ホームページへ通知することにより変更することがあります。

第 4 章 申込者の義務等

第 21 条（自己責任の原則）

1. 申込者は、申込者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 申込者は、①本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または②第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします。申込者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 申込者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 弊社は、申込者がその故意または過失により弊社に損害を被らせたときは、申込者に当

該損害の賠償を請求することができるものとし、申込者は弊社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第22条（禁止事項）

申込者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 弊社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
- (2) 弊社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 弊社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 弊社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
- (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (8) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- (9) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- (10) その他、社会的状況を勘案のうえ、弊社が不相当と認める行為。

第23条（遵守事項）

申込者は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 登録事項に変更が生じた場合、速やかに弊社に届出をおこなうものとします。
- (2) 本サービスを営業行為等の目的に利用してはいけません。
- (3) 別途料金を要するサービスの提供を受ける場合、当該料金を支払わなければならない。
- (4) 本サービスの利用に際して、その施設等の利用規約に従い、万が一その施設等に対して故意または過失により損害を与えたとき、会員はその損害を賠償しなければなりません。

(5) 本サービスの利用に際して、その施設等とトラブルが生じたとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。また、生じたトラブルに対してすみやかに解決するようにしなければなりません。

(6) 個人会員及び同居の親族以外の第三者に緊急かけつけ 110 番サービスコールセンター番号を公開してはなりません。

(7) 本サービスの名誉信用を害するような行為をしてはいけません。

第 24 条 (損害賠償)

1. 申込者またはその家族だけが利用できる専用番号として提供している緊急かけつけ 110 番サービスコールセンター番号を、万が一申込者またはその家族の責において第三者に専用番号が公開された場合には、直接かつ現実に発生した損害を全額賠償しなければならいものとする。

第 5 章 弊社の義務等

第 25 条 (弊社の維持責任)

弊社は、弊社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第 26 条 (本サービス用設備等の障害等)

1. 弊社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに申込者にその旨を通知するものとします。
2. 弊社は、弊社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。
3. 弊社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する弊社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 弊社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を弊社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 27 条（個人情報の取扱）

1. 申込者は、本サービスの提供に不可欠な弊社の提携事業者から請求があったときは、弊社がその申込者の氏名および住所等をその事業者にも、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意していただきます。
2. 弊社は、申込者から取得した個人情報の取扱について、弊社がホームページ上に定める。

第 6 章 利用の制限、中止および停止

第 28 条（保守等による本サービスの中止）

1. 弊社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 弊社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
 - (2) 弊社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - (3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
 - (4) 申込者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または申込者宛に発送した郵便物が宛先不明で弊社に返送された場合。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を申込者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該申込者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 29 条（利用の停止）

1. 弊社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
 - (2) 本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
 - (3) 本サービスの利用料金の決済に用いる申込者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が弊社に来た場合。
 - (4) 弊社指定の「申込確認書兼支払方法登録申込書」が返送期限までに到着していない場合。

- (5) 申込者に対する破産の申立があった場合、または申込者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - (6) 本サービスの利用が第 21 条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する場合。
 - (7) 申込者が過度に頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し弊社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、弊社が判断したとき。
 - (8) 前各号のほか本規約に違反した場合。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を申込者に通知します。ただし、弊社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。
 3. 弊社は、本条第 1 項第 2 号または第 3 号の事由による本サービスの利用停止の場合、申込者の希望により、申込者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は弊社の義務を定めるものではありません。
 4. 前項の場合、申込者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、申込者は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、弊社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、申込者の負担とします。
 5. 本条の定めは弊社が申込者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第 7 章 損害賠償等

第 30 条（損害賠償の制限）

1. 弊社は、本規約で特に定める場合を除き、申込者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、申込者が弊社に支払う 12 ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、申込者が本サービスの利用に関して弊社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 弊社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完

全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。

3. 弊社は、申込者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 弊社は、第 28 条（保守等による本サービスの中止）、第 29 条（利用の停止）、第 18 条（本サービスの廃止）の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる申込者の損害について、一切の責任は負いません。
5. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、弊社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
6. 弊社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、弊社は、あらかじめそのことを申込者に通知します。

以上

平成29年4月1日制定